

# 喀痰吸引等を行うことができるようになるまでに必要な手続き

受講者または所属事業所

奈良県

## 基本研修の受講

基本研修では、全ての行為(ケアの種類)について学ぶ

### 講義の受講

喀痰吸引等を安全に実施できる知識を習得



### 基本演習の受講

シミュレーターを使用して、実際の手順を習得



### 筆記試験に合格

喀痰吸引等に関する知識の習得状況を確認



基本研修の修了



修了証(基本研修)の発行

## 現場演習・実地研修の受講

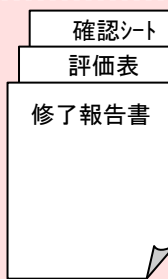
(詳細については、『現場演習・実地研修について』を参照)

現場演習・実地研修では、**修得が必要な行為(ケアの種類)**について、指導看護師等のもと研修を行う

各事業所(利用者宅等)において**修得が必要な行為(ケアの種類)**の研修を行う。指導看護師等が、評価票に基づき評価を行い、実地研修において、**全ての項目が連続2回「手順どおりに実施できる」**まで行う



実地研修の修了



### 修了報告書の提出

・実地研修修了報告書  
・評価表(現場演習分と実地研修分)  
・実地研修要件確認ソートの3点を、**受講者の所属する事業所から提出**

修了の確認



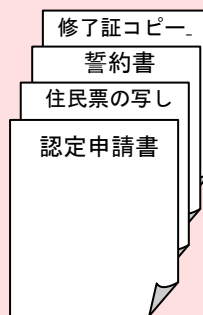
修了証の発行

## 認定証の申請

実地研修を修了し、修了証が届いたら、**『認定特定行為業務従事者認定証』**の申請を行う

### 交付申請書の提出

・申請書(様式5-1)  
・住民票の写し(※コピー不可)  
・誓約書(様式5-3)  
・修了証のコピーの4点を提出



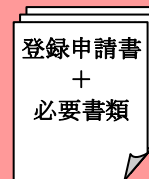
認定証

認定証の発行

## 事業所登録の申請(所属事業所)

所属する事業所が**『登録喀痰吸引事業者』**の登録を受けていない場合は、登録申請を行う。(※すでに登録している場合は、従事者の追加の届出を行う。)

※必要書類については、障害福祉課HPを参照



登録通知

登録通知の送付

これらの手続きがすべて終了したら、利用者に対して認定された行為を行うことができます。



認定されていない行為や、認定の対象でない利用者に対する行為はできません!

